

## クラブ職人育成スクール 受講規約

この受講規約（以下、「本規約」とする）は、TwoWayPlayer 株式会社（以下「当スクール」とする）と、各種講座の受講生（以下「受講生」という）との関係に適用し、受講料、受講生の権利義務等、当スクールの運営方法の基本的事項を定めるものです。

### 第1章 総則

（受講規約の適用）

第1条 当スクールは、受講生との間に本規約を定めることにより、当スクールの運営を行います。また、当スクールが随時必要に応じて発表する諸規定も、本規約の一部を構成します。

（受講規約の変更）

第2条 当スクールは、円滑な運営のために必要と判断した場合には、受講生の事前の承諾を得ることなく、本規約を変更することができます。変更後の規約については、当スクールのサイト上への掲載、各種コミュニティへの投稿、電子メール、書面、その他当スクールが適切と判断する方法により通知した時点から、その効力を生じます。

（用語の定義）

第3条 本規約において使われる用語については、次の各号に定義します。

- (1) 受講生とは、当スクールの目的に賛同して講座の申し込みをし、当スクールにて受講を承認された団体もしくは個人をいいます。
- (2) 書面とは、当スクールが指定した書式による文書、または任意の書式による文書(電子書面を含む)を指します。

### 第2章 受講申込等

（受講申込等）

第4条 当スクールの講座の受講申込をする方は、受講申込書、もしくは、SNS等の申込フォームに必要事項を記載して、当スクールに提出することとします。

2. 当スクールは、前項の申し込みがあったときは、第5条に定めるに従い、受講の承認・不承認を決定し、これを受講申込者に対し通知します。

3. 第6条に定める受講料の納入日を受講申込日とします。

（受講の不承認等）

第5条 当スクールは、受講生になろうとする者が、第4条の申し込みがあったとき、次の各号に該当する場合、受講申込を承認しないことがあります。

- (1) 当スクールの趣旨に賛同していないこと

- (2) 過去に本規約違反またはその他規約に違反しことを理由として除名または不承認処分を受けたことがあること
- (3) 第4条の受講申込書の記載事項に、虚偽記載、誤記または記入漏れがあるとき
- (4) その他、前各号に準ずる場合で、当スクールが受講申込を適当でないと判断した場合  
(受講料)

第6条 受講のための料金は、案内ページに記載の通りとなります。

2. 受講生は第4条第2項により受講申込を承認され、通知を受けた後、指定のある方法にて、受講料を納入する必要があります。

### 第3章 受講生の権利義務

(受講生の権利)

第7条 受講生は次の権利を有します。

- (1) 当スクールの工房にてクラブ職人育成スクールに参加することができます。
- (2) グラブ製造にかかる材料や機材の購入サポートを受けることができます。

(受講生の義務)

第8条 受講生は次の義務を負います。

- (1) 当スクールの受講料等を納入すること。
- (2) 受講生の登録事項に変更が生じたときは、当スクール所定の方法により変更の手続きを行うこと。

### 第4章 解約、受講資格の喪失

(解約)

第9条 受講生が解約しようとするときは、当スクールに連絡する必要があります。

- 2. 受講生が解約する際には、解約日までにそれまで滞納していた会費等を全て支払う必要があります。
- 3. 受講生は次のいずれかの一つに該当するときは、解約したものと見なします。
  - (1) 死亡は失踪宣告を受けたとき。
  - (2) 法人が解散し、または破産したとき。
  - (3) 受講料を3ヶ月を超えて滞納したとき、または滞納がある期間が3ヶ月を超えたとき。

(除名)

第10条 当スクールは受講生が次の各号に該当するときは、当該受講生に対し事前に通知及び勧告することなく、当該受講生の資格を停止または解約することがあります。

- (1) 受講料の支払が滞納した際、当スクールが督促についての連絡を行ったにも関わらず、返答や支払いが行われないとき

- (2) 内外の諸法令または公序良俗に反する行為を行ったとき
- (3) 当スクール、他の受講生または第三者の商標権、特許権、意匠権、著作権、その他財産、プライバシーを侵害した場合またはそのおそれのある行為をした場合
- (4) 当スクール、他の受講生または第三者を誹謗中傷する情報を流したとき
- (5) 受講申込書に虚偽の事項を記載したことが判明したとき
- (6) 当スクール、他の受講生または第三者の名誉または信用を失墜させる行為があったとき
- (7) 本規約に違反した場合
- (8) その他、当スクールが受講生として不適当と判断した場合  
(受講生の資格喪失に伴う権利及び義務)

第 11 条 受講生が第 9 条または前条の規定によりその資格を喪失したときは、当スクールに対する権利を失います。また、未履行の義務及び規則に定めがある場合は、継続して義務を負います。

2. 当スクールは、受講生がその資格を喪失した場合、既に納入した受講料その他の拠出金品は返還いたしません。

## 第 5 章 禁止行為

(禁止行為)

第 12 条 第 10 条各号に定める行為、当スクールの主旨に反する行為等を行ってはけません。

## 第 6 章 情報管理

(個人情報の保護)

第 13 条

1. 受講生の個人情報(住所・氏名・写真・電話番号・FAX 番号・電子メールアドレス等)は、個人情報保護のため、全受講生がその取扱いには十分注意し、受講生以外の第三者に名簿を有償・無償を問わず譲渡もしくは貸与し、またはその内容の一部もしくは全部を何らかの媒体に公表してはいけません。

2 当スクールは、当スクールが保有する受講生の個人情報に関して適用される法規を遵守するとともに、当スクールが別途定める個人情報保護方針に従い、当該個人情報を適切に取り扱うものとします。

## 第7章 知的財産

(知的財産の帰属)

第14条 当スクールが創作するすべての著作物、ノウハウ、アイデア、発明、考案、意匠、商標等に関する権利は、当スクールに帰属します。

(知的財産の保護)

第15条 当スクールが作成し発行する全ての資料・データ等については、無断で他の媒体に掲載し、第三者に 有償・無償を問わず譲渡もしくは貸与し、または公表してはいけません。

## 第8章 損害賠償等

(損害賠償)

第16条 受講生が、本規約及び本規約に基づく諸規則に反し、またはそれに類する行為によって当スクールが損害を受けた場合、当該受講生は、当スクールが受けた損害を当スクールに賠償することとします。

(免責)

第17条 当スクールは、受講生に提供するサービスの利用により発生した受講生の損害等に対し、当スクールの故意または重過失による場合を除き、いかなる理由によっても損害賠償責任その他一切の責任を負わないものとします。

## 第9章 残存条項

(残存条項)

第18条 解約した場合または受講資格が停止もしくは解除された場合であっても、第12条乃至第17条および本条の規定は有効に存続するものとします。

## 第10章 その他

(準拠法)

第19条 本規約の成立、効力、履行および解釈に関しては、日本法が適用されるものとします。

(合意管轄)

第20条 受講生と当スクールの紛争については、東京地方裁判所をその管轄裁判所とします。

(規定の追加)

第 21 条 本規約に定めのない事項で、必要と判断される事項については、順次当スクールが定めるものとします。

附則

本規定は、令和 5 年 9 月 1 日から施行します。